

## ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の水質基準の改正について



厚生労働省では、平成 27 年 3 月 2 日付けの官報にて、水道法第 4 条第 2 項の規定に基づき、水質基準に関する省令の一部を改正する省令を発出しました。この省令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行となります。

これにより、水質基準が以下のように改正となります。

**【ジクロロ酢酸】**

新基準値 0.03mg/L 以下 (現行基準値 0.04mg/L 以下)

**【トリクロロ酢酸】**

新基準値 0.03mg/L 以下 (現行基準値 0.2mg/L 以下)

当社は、水道法第 20 条に基づく水質検査機関として、厚生労働大臣登録を受けております。水道水の水質検査については、当社へご相談下さい。

資料 平成 27 年 3 月 2 日付 官報

測定技術箇所 山田悠貴

### 水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP (水道水質検査優良試験所規範) の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関 (日本水道協会) から認められました。

